

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
<p>茨木警察署</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>「駐在所報償金」に係る経費支出の変更</p> <p>(1) 債権者と支出負担行為額</p> <table border="1" data-bbox="581 642 1469 835"> <thead> <tr> <th>債権者</th> <th>支出負担行為額（変更前）</th> <th>支出負担行為額（変更後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>852,000円</td> <td>849,720円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>852,000円</td> <td>852,000円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>852,000円</td> <td>852,000円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>—</td> <td>2,290円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 債権者へ報償金を支払う対象となる期間</p> <table border="1" data-bbox="581 926 1469 1119"> <thead> <tr> <th>債権者</th> <th>対象期間（変更前）</th> <th>対象期間（変更後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>H28. 4. 1～H29. 3. 31</td> <td>H28. 4. 1～H29. 3. 30</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>H28. 4. 1～H29. 3. 31</td> <td>H28. 4. 1～H29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>H28. 4. 1～H29. 3. 31</td> <td>H28. 4. 1～H29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>—</td> <td>H29. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 変更の経費支出伺の起案日：平成29年4月10日</p> <p>(4) 変更の経費支出伺の決裁日：平成29年4月10日</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>駐在所報償金</p> <p>駐在所勤務員の配偶者等に対し、駐在所勤務員の行う業務に協力した日数に応じて支給される謝礼金。人事異動等により、月の途中で駐在所勤務員が変わった場合は、前任者と後任者の配偶者等それぞれに対して日割りで支給される。</p> </div>	債権者	支出負担行為額（変更前）	支出負担行為額（変更後）	A	852,000円	849,720円	B	852,000円	852,000円	C	852,000円	852,000円	D	—	2,290円	債権者	対象期間（変更前）	対象期間（変更後）	A	H28. 4. 1～H29. 3. 31	H28. 4. 1～H29. 3. 30	B	H28. 4. 1～H29. 3. 31	H28. 4. 1～H29. 3. 31	C	H28. 4. 1～H29. 3. 31	H28. 4. 1～H29. 3. 31	D	—	H29. 3. 31	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>駐在所報償金支出事務について、今後は、人事異動等による変更を的確に把握し、遅延することなく法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
債権者	支出負担行為額（変更前）	支出負担行為額（変更後）																															
A	852,000円	849,720円																															
B	852,000円	852,000円																															
C	852,000円	852,000円																															
D	—	2,290円																															
債権者	対象期間（変更前）	対象期間（変更後）																															
A	H28. 4. 1～H29. 3. 31	H28. 4. 1～H29. 3. 30																															
B	H28. 4. 1～H29. 3. 31	H28. 4. 1～H29. 3. 31																															
C	H28. 4. 1～H29. 3. 31	H28. 4. 1～H29. 3. 31																															
D	—	H29. 3. 31																															

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年11月8日）

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
豊能警察署	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="501 527 1629 695"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 531 768 590">使用目的</th> <th data-bbox="774 531 1151 590">使用許可期間</th> <th data-bbox="1157 531 1338 590">年間使用料</th> <th data-bbox="1344 531 1623 590">納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 594 768 690">電柱</td> <td data-bbox="774 594 1151 690">平成25年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td data-bbox="1157 594 1338 690">2,200円</td> <td data-bbox="1344 594 1623 690">平成29年7月20日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	電柱	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	2,200円	平成29年7月20日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b>                      (納付の時期)                      第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>この案件については、自己による点検で気づき、是正済み後に指摘を受けた案件であり、あらためてこの指摘を受けて措置することはありません。</p> <p>しかしながら、今後はこのような事案が発生しないよう適正な事務処理に努めることとする。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
電柱	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで	2,200円	平成29年7月20日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月2日から平成30年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
高石警察署	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="504 525 1617 682"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>使用許可期間</th> <th>年間使用料</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動販売機</td> <td>平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで</td> <td>1,863,430円</td> <td>平成29年8月31日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	自動販売機	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで	1,863,430円	平成29年8月31日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p>	<p>この案件については、本部会計課からの指摘により気付き、是正済み後に指摘を受けた案件であり、あらためてこの指摘を受けて措置することはありません。</p> <p>しかしながら、今後はこのような事案が発生しないよう適正な事務処理に努めることとする。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
自動販売機	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで	1,863,430円	平成29年8月31日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月2日から平成30年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
交野警察署	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 525 1662 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 525 836 592">使用目的</th> <th data-bbox="836 525 1172 592">使用許可期間</th> <th data-bbox="1172 525 1365 592">年間使用料</th> <th data-bbox="1365 525 1662 592">納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 592 836 703">食堂</td> <td data-bbox="836 592 1172 703">平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td data-bbox="1172 592 1365 703">303,150円</td> <td data-bbox="1365 592 1662 703">平成29年6月12日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	食堂	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	303,150円	平成29年6月12日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b>  (納付の時期)  第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>この案件については、自己による点検で気づき、是正済み後に指摘を受けた案件であり、あらためてこの指摘を受けて措置することはありません。</p> <p>しかしながら、今後はこのような事案が発生しないよう適正な事務処理に努めることとする。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
食堂	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	303,150円	平成29年6月12日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月2日から平成30年1月31日まで）

駐在所報償金の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
岸和田警察署	<p>駐在所勤務員の配偶者等が駐在所勤務員の行う業務に協力した日数に応じて支払われる駐在所報償金を誤った計算方法で計算していた。</p> <table border="1" data-bbox="519 525 1614 766"> <thead> <tr> <th>債権者</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成29年3月</td> <td>54,433円</td> <td>52,677円</td> <td>1,756円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成29年3月</td> <td>2,367円</td> <td>2,290円</td> <td>77円</td> </tr> </tbody> </table>	債権者	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	A	平成29年3月	54,433円	52,677円	1,756円	B	平成29年3月	2,367円	2,290円	77円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、「駐在所報償金の算定方法等について」に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【駐在所報償金の算定方法等について】</p> <p>1～2 略</p> <p>3 人事異動等に伴う日割計算方法 人事異動等により、月の途中で駐在所勤務員が変わった場合は、前任者と後任者の配偶者等それぞれに対して、前記2に定める日割計算により算定した額を支給する。 なお、前記2と異なり、協力日数が1月のうち15日以上ある場合においても、日割計算により算定した額を支給する。</p>	<p>算定基礎日数を30日から31日に改め、過払支給額を算出し、戻入を行った。 今後、誤りの無いよう、適正な支出を行う。</p>
債権者	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額														
A	平成29年3月	54,433円	52,677円	1,756円														
B	平成29年3月	2,367円	2,290円	77円														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年1月12日）